

令和2年8月3日改訂

大臣記者会見等に関する基本的な方針について

外務省

1. 外務大臣は原則として、定例閣議日（火曜日、金曜日）の閣議終了後、外務省において記者会見を行う（ただし、日程の都合上、外務省での実施が困難な場合はこの限りでない。）外務報道官は、原則として週1回（水曜日）、定例記者会見を行う。

2. 上記1の記者会見は、外務省記者会（霞クラブ）所属メディアに限らず、原則として、すべてのメディアに開放する。なお、ここにいうメディアとは、以下の者をいう。

- (1) 日本新聞協会会員
- (2) 日本専門新聞協会会員
- (3) 日本地方新聞協会会員
- (4) 日本民間放送連盟会員
- (5) 日本雑誌協会会員
- (6) 日本インターネット報道協会会員
- (7) 日本外国特派員協会（FCCJ）会員及び外国記者登録証保持者
- (8) 発行する媒体の目的、内容、実績等に照らし、(1)から(7)のいずれかに準ずると認め得る者
- (9) 上記メディアが発行する媒体に定期的に記事等を提供する者
（いわゆるフリーランス記者）

3. 上記1の記者会見に参加するメディアは、外務省のホームページを通じて所定の手続きを行い、事前に登録する。

4. 2.(9)の登録者リストは、今後年1回（原則として4月）に確認を行う。